

マンションの管理状況届出制度のご案内 ～管理組合は市への届出が必要となります～

管理状況届出制度とは

- ✓ 所沢市では、高経年マンションの急増などを踏まえ、「**所沢市マンション管理適正化推進条例**」を制定し、令和4年4月に施行しました。
- ✓ 条例では、**分譲マンションの管理組合の管理者（理事長）**の皆様**に管理状況届出書により現在の管理状況を届け出**いただく**制度を義務化**しました。
- ✓ 市は、**各種の情報提供やマンション管理アドバイザーの派遣**などの支援を実施してまいります。
- ✓ 管理組合においては、管理状況届出書の作成を通じて改善・検討が必要な項目を把握いただき、**理事会や総会での課題の情報共有**にもお役立ていただけます。

市の支援策

- ✓ 以下の支援策を実施していますので、ご活用を検討ください。
 - ① **マンション管理定期無料相談会（奇数月開催）**
 - ② **マンション管理アドバイザー派遣**
 - ③ **マンション管理基礎セミナー（11月下旬頃開催予定）**
 - ④ **我が家の耐震診断・耐震改修補助**

※②マンション管理アドバイザー派遣は、
管理状況の届出が済んでいる管理組合が対象となります

管理組合の皆様のご協力をお願いいたします。



届出対象

市内分譲マンションの管理組合の管理者の方

- ✓ 長屋や1棟オーナーの賃貸マンションは届出の対象外となります。ただし、分譲の長屋については任意で届け出ていただくこともできます（届出を行っていただくと、マンション管理アドバイザー派遣制度の活用が可能となります）。
- ✓ 管理組合の管理者の方（いわゆる**理事長の方**）に届出をお願いしています。管理者が選任されていない場合は、区分所有者の代表の方からの届出をお願いします。

届出書類

管理状況届出書

- ✓ 届出書は市ホームページからダウンロードでき、メールでの提出も可能です。
- ✓ 届出書への押印や添付書類は不要です。

届出の更新

5年に一度

- ✓ 届出は5年ごとの更新が必要です。
- ✓ 次回の更新は令和9年9月（令和4年4月1日以降に新しく分譲されたマンションについては、初めの届出から5年後）になります。

届出の変更

以下の記載事項の変更時

- ✓ 以下のいずれかの記載事項に変更があった場合には、**変更の届出**をお願いします。
マンション名／所在地／管理組合の有無／管理組合の名称・形態／管理形態／管理者等・管理規約の有無／管理費又は修繕積立金の徴収の有無／長期修繕計画の有無／連絡先

届出方法

メール、郵送又は持参

【メール】 a9216@city.tokorozawa.lg.jp

【郵送・持参】 〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市街づくり計画部住宅政策課

※ファックスでは受け付けておりませんので、ご了承ください。

【お問合せ】

所沢市 街づくり計画部 住宅政策課
所沢市役所 高層棟5階
電話：04-2998-9216（直通）